

地域高規格道路「松本系魚川連絡道路」

地域高規格道路「松本系魚川連絡道路」は、観光振興や定住促進に資するものだけでなく、命をつなぐ道路として、その早期建設は、高速交通網から外れている大北地域に住む住民にとって、悲願ともいえるものです。

その「松本系魚川連絡道路」の安曇野北インター（仮称）から大町市街地南までの計画案が、1月29日に公表されました。

この計画案に関して、地元市町村長からは、概ね評価する意見が出されています。一方で、新聞報道等によりますと、特に安曇野市内の説明会において、景観や生活環境への影響を懸念する意見が出されたようです。

以下、奥村建設部長にお伺いします。

この計画案に関して、県では安曇野市、松川村、大町市で説明会を開催いたしました。現在、パブリックコメントを実施中ですが、これまでの地元説明会の開催回数、参加者数など、その実施状況について、ご説明ください。

また、「松本系魚川連絡道路」の計画案に関して、景観や生活環境への影響を懸念する住民に対して、今後、具体的にどのように説明して理解していただくと考えているのか、お尋ねいたします。

今後、地元住民の理解を得て、現地調査に入り、ルートを決めていくこととなりますが、この安曇野北インター（仮称）から、大町市街地南までの間については、いつ頃、事業に着手しようと考えているのか、お尋ねいたします。

次に、今回の計画案は、安曇野北インター（仮称）から大町市街地南までの地域に関するものです。今後、大町市街地のルート案も示されるものと考えますが、現時点で、それはいつごろ公表しようと考えているのか、その時期をお尋ねいたします。

また、大町市では、大町市街地ルートに関して、東部山麓沿いの「東ルート」が最適としています。今後、県において、大町市街地のルート案を検討するにあたって、地元大町市の意向をどのように反映していこうと考えているのかも含め、ルート選定にあたっての基本的な方針、考え方をお示しください。

先ほども申し上げましたように、地域高規格道路「松本系魚川連絡道路」は、観光振興や定住促進に資するものだけでなく、命をつなぐ道路として、その早期建設は、高速交通網から外れている大北地域に住む住民にとって、悲願ともいえるものです。

一刻も早い建設を、私は強く念願しております。阿部知事もこれまでの一般質問はじめ期成同盟会の要望の際にも、松本系魚川連絡道路に関しては、関係する沿線の市町村、地域のみならず、長野県の発展には欠かすことのできない道路との姿勢を示していますが、今回の計画公表にあたり、早期建設に関して、どのように考えているのか、知事のお考えをお聞かせください。

産業廃棄物処理業界のイメージアップ戦略

我が国は急速な経済成長を成し遂げ、人口も増加した一方、消費される資源、エネルギーの増大、それに伴う天然資源の枯渇、資源採取に伴う自然破壊、廃棄物の大量発生、最終処分場等の残余容量のひっ迫など、様々な問題が生じていることから、廃棄物の排出抑制、適正処理等と資源の有効活用に向けた施策によって、循環型社会の実現を目指すため、平成12年「循環型社会形成推進基本法」が制定され、平成25年5月には「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

計画は国、地方自治体、事業者そして国民が連携して、3R《リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生使用)》の推進などによって循環型社会づくりを進めるために定められたものです。

産業廃棄物処理業界においても廃棄物の分別、処理するだけでなく、廃棄物から再利用可能な資源を取り出すなど新たなビジネスも次々に生まれ、業界が、今日では循環型社会の重要な一翼を担っていると言っても過言ではありません。

しかしながら、産業廃棄物処理業界に対するイメージは、「きつい」、「汚い」、「危険」の「3K」業界と言われており、人材の確保が困難な状況にあるとともに、環境面において、地域住民の皆様から、ご理解をいただけない一面もあります。

このようなことから業界においては、「賃金・福利厚生などの労働条件の改善」、「職場の労働環境の改善」、「経営者や従業員のレベルや資質の向上」、「地域住民と密接な関係の確立」等に努めてきております。

このような中、埼玉県においては、平成16年度から県庁全体で「スピード(S p e e d)」「スマイル(S m i l e)」「スピリット(S p i r i t)」の3つの「S」をキーワードとした職場改善・業務改善運動として「埼玉県3Sチャレンジ」が実施されております。平成20年度からは、待遇や職場環境の改善を中心とした「3Sカイゼン」運動が実施されております。

埼玉県は、このような業務改善運動を産業廃棄物処理業界へも推進することとし、県が主体的に、(一社)埼玉県環境産業振興協会へ働きかけ、産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、産業廃棄物処理業界のイメージアップを図るため、産業廃棄物処理業者「3S運動」を昨年6月から展開しております。

この運動の目的は、今までの産業廃棄物処理業界のイメージである4K(きつい、汚い、危険、こわい)業界から、3S(スマイル、セイケツ、スタイル)の3つの「S」でイメージアップを図り、環境産業への飛躍を目指すものであります。

『3つの「S」で、地域に愛される信頼される環境産業へ』を3S運動のスローガンとしており、「3S」の内容は、

- 1 S スマイル・・・笑顔でお客様をお迎え
- 2 S セイケツ・・・きれいな明るい整備された工場へ
- 3 S スタイル・・・身だしなみからイメージチェンジ

この運動を推進するために、(一社)埼玉県環境産業振興協会会員の産業廃棄物処理業者及び埼玉県職員11名で構成する「埼玉県産業廃棄物処理業3S運動推進協議会」を埼玉県環境部産業廃棄物指導課内に設置し、産業廃棄物指導課長が会長を務め、運動の推進を図っています。

また、埼玉県内の産業廃棄物処理業者からの申請により、県が処理業者を「3S運動推進事業者」として登録を行い、広く県民に紹介して、業界あげた意識改革を図り、一般の方々にも産業廃棄物処理業の大切さを知っていただき、正しい認知を広めたいと取り組んでいます。昨年12月28日現在106社が登録されています。

登録事業所の主な取り組みとしましては、

- ①協議会で作成された「3S運動」のポスターの掲示
- ②笑顔であいさつ運動の実施
- ③笑顔でお出迎え研修の実施
- ④工場・職場・車両の清掃・整理・整頓
- ⑤地域清掃活動への参加
- ⑥朝礼で身だしなみチェック
- ⑦スタイルアップ責任者の任命

等であり、今後さらに運動を拡大するとともに、埼玉県と埼玉県協会が連携して業界のイメージアップ、人材確保・育成、経営力の強化のための事業に取り組むこととしております。

埼玉県での事業は業界のイメージを一新するためにすばらしい事業であり、今後の成果が期待されるところであります。

長野県環境部においても、(一社)長野県資源循環保全協会と連携して循環型社会形成の重要な一翼を担う産業廃棄物処理業界のイメージアップ、人材確保・育成、経営力の強化等の事業の推進を図る取り組みが必要と考えますが、青柳環境部長の見解をお聞かせください。

循環型社会形成の推進と3R政策

物質循環の確保等による循環型社会の形成のための施策である資源循環を進めるにあたっては、資源循環に関する技術力の向上が必要となります。

具体的には、「産学官が連携して、より環境負荷の少ない処理技術について研究や開発を行うことができる施設や環境の整備」、「リサイクル技術等の開発を容易に行うことができる環境の整備や設備投資に対する補助制度の確立」、「リサイクル率向上のためのシステム作りに対する支援」、「リサイクル技術の向上を図るための研修会等の開催」などが考えられます。この施策の推進にあたっては行政機関の指導、支援、協力が不可欠であり、県が先頭に立って協議を進めていただく必要と考えます。

従来 of 適正処理からエネルギー・資源循環へと産業廃棄物処理業界に求められる役割や技術の幅が広がり深くなっていることから、業界のイメージアップのために、経営者のレベルアップや資質の向上、社員個々の教育や資質の向上等が必要となり、人材の育成・教育、人材の確保についても県の支援、協力は必要と考えます。

埼玉県では近い将来、大量の産業廃棄物として処理される、「太陽光パネル」のリサイクルに向けた取り組みもスタートさせています。

また、産業廃棄物処理業界がより一層、社会的信頼を得るためには、知識や新たな資格を取得して、資源循環的ノウハウを兼ね備えた企業となることが必要であり、次世代の業界のためには時代に見合った資格の取得も必要となってくることが予想されることから、県の指導、支援、協力は不可欠であります。

循環型社会の形成推進する立場から、青柳環境部長の。ご見解をお聞かせください。

無料回収業者に対する行政指導

無料回収業者の不適正処理の問題については、一向に改善されていない状況にあります。

不要となった家電製品、PC、自転車、バイク、スチール製書庫・机・椅子、タイヤ等あらゆる物が県下各地において無料回収業者によって収集・集積されているが、そのほとんどが廃棄物であります。

無料回収業者は長期に渡って野積み状態にし、その場において解体するなど廃棄物の「闇処理工場」とも言われています。

また、その多くの集積場所は外国人が携わっており、不適正な処理が行われているのが現状であります。

県は、回収物が「一般廃棄物」であるとして、実態の把握も市町村任せであり、情報として地方事務所からの報告を受けているのみであり、直接的な指導は行っていないとのことです。この状況は、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法が生かされていない状況ともいえます。

産業廃棄物処理業界は廃棄物処理法の遵守が義務付けられており、違反行為には厳しい行政処分が科せられます。しかし、現状は廃棄物である物を取り扱う無料回収業者に対しては、何ら行政処分はありません。

長野県及び市町村において実態の把握を行い、行政指導を行うとともに違法と思われる行為に対しては徹底した処分をお願いしたいと考えますが、青柳環境部長にご所見をお伺いします。